

(別紙1)

NHKインターネット活用業務実施基準 変更案

※下線部分は変更部分

現 行	変更案
<p>第1部 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、放送法（以下「法」という。）第20条第2項第2号および第3号の業務に関する法第20条第9項の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。</p>	<p>第1部 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、放送法（以下「法」という。）第20条第2項第2号および第3号の業務に関する法第20条第10項の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。</p>
<p>第2部 インターネット活用業務に関する通則</p> <p>(業務実施にあたっての基本原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と<u>その放送の受信についての契約をしなければならぬ</u>とされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第10項各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。</p>	<p>第2部 インターネット活用業務に関する通則</p> <p>(業務実施にあたっての基本原則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 インターネット活用業務の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と<u>受信契約を締結しなければならぬ</u>とされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第20条第11項各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>令和4年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和3年1月12日</u>に総務大臣の認可を得た基準は、<u>令和4年3月31日</u>をもって廃止する。</p>	<p>(施行期日等)</p> <p>第1条 この基準は、<u>総務大臣の認可を受けた日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年1月11日</u>に総務大臣の認可を受けた基準は、<u>前項に定める日の前日</u>をもって廃止する。</p>